

京都市市民参加推進条例（抄）

（フォーラム）

第 11 条 市民参加の推進に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べるため，京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

（フォーラムの組織）

第 12 条 フォーラムは，委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は，公募により選任された者，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

（委員の任期）

第 13 条 委員の任期は，2 年とする。

2 公募により選任された者を除き，委員は，再任されることができる。

京都市市民参加推進条例施行規則（抄）

（フォーラムの座長及び副座長）

第 9 条 京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により定め，副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は，フォーラムを代表し，会務を総理する。

4 副座長は，座長を補佐し，座長に事故があるときは，その職務を代理する。

5 座長及び副座長に事故があるときは，あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（フォーラムの招集及び議事）

第 10 条 フォーラムは，座長が招集する。ただし，座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは，市長が招集する。

2 座長は，会議の議長となる。

3 フォーラムは，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 フォーラムの議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 フォーラムは，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他必要な協力を求めることができる。

（フォーラムの庶務）

第 11 条 フォーラムの庶務は，総合企画局で行う。

（フォーラムに関する補則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか，フォーラムの運営に関し必要な事項は，座長が定める。

市民参加推進フォーラム活動の概要

役割

京都市の市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べる附属機関

全体会議

部会

議論を深めるため、必要に応じて設置。部会の委員が参加

自主勉強会

フォーラムや部会の議論を補完したり、委員の自主的な学習機会を創出したりするため、適宜開催

議論の内容を深めるために、市民や職員から意見を聴くワークショップやヒアリングを必要に応じて実施

市民公募
委員サロン

本市の様々な附属機関等に在籍する市民公募委員が交流し、意見交換を行う場として開催。また、フォーラム委員が市民公募委員の実情を把握することも目的としている。全委員が参加・運営。